

つくばみらいフィルムコミッションの運用について

つくばみらいフィルムコミッション(以下「FC」という。)は、地域の振興を目的に“ロケのまち”を推進するため、市内で撮影される各種映像制作の支援並びに協力を行う。このため、事故やトラブル等を未然に防ぎ、安全な撮影が遂行できるよう次のとおり運用を定める。

1 撮影(撮影候補地、ロケハン)支援について

- 1) FCに撮影(撮影候補地、ロケハン)支援を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、事前に所定の様式を作成し、添付書類等漏れなくFCに提出すること。
- 2) 依頼者は、FCにロケハンの立会いを求めるときは、事前にFC担当職員と日程調整のうえ行うものとする。ただし、立会いはFC担当職員の勤務時間内に限る。
- 3) 個人又は法人が所有する財産を撮影等に使用したいときは、依頼者からの申し出によりFCは所有者に対して撮影等への協力を確認する初期交渉のみを行い、撮影等への協力が得られた後の交渉は依頼者が行うこと。
- 4) FCは、依頼者から撮影等を行うにあたり更衣・控室等として公共施設又は住民で組織する自治会等が維持・管理する集会施設等の借用依頼があったときは、施設管理者に借用への協力を確認する初期交渉のみを行い、施設借用の協力が得られた後の交渉は依頼者が行うこと。
- 5) 撮影及びその準備にあたっては、施設管理者・FC担当の注意等については厳守すること。
- 6) ワークステーション江戸の施設を使用するときは、NHKエンタープライズに依頼者が直接交渉すること。

2 公共施設の使用制限等について

- 1) 結城三百石記念館での撮影等にあたっては、周辺住民に配慮し、午前9時に開門、午後4時30分閉門とする。このため、撮影等の準備及び撤去も前述の時間内とする。
- 2) 結城三百石記念館は貴重な文化財産であるため、撮影等にあたっては次の事項を禁止する。
 - ①建物内での殺陣、アクション又は走り回る撮影
 - ②建物内・外で火薬及び火炎を使用した撮影
 - ③周囲に響き渡る程の大声や大音響を使用した撮影
 - ④クレーン車など特殊車両を使用した撮影
 - ⑤大量の水を使用する撮影
 - ⑥所管する市教育委員会が使用許可を認めない撮影
- 3) 依頼者は、市道を使用した撮影等を行うにあたり、道路使用許可及び通行止めに係る申請書を所轄警察署(常総警察署)及び市都市建設部建設課に遅滞なく手続きを行うとともに、路線によっては緊急車両の通行の妨げとならないよう所轄消防署にも連絡をし了解を得ること。
- 4) 歴史公園自然散策の森での撮影希望にあたっては、隣接するワークステーション江戸での撮影スケジュールを確認し、支障がなく次号に掲げる禁止事項に抵触しない場合に限り使用を許可する。
- 5) 歴史公園自然散策の森での撮影等にあたっては、次の事項を禁止する。
 - ①土地の形質を変更する撮影
 - ②散策路内への車両の乗り入れ
 - ③大量の水を使用した撮影
 - ④樹木を伐採し、又は樹木を傷める撮影

3 事故防止、火災予防について

- 1) 依頼者は、撮影等を行うにあたり事故防止に十分努めること。
- 2) 依頼者は、煙火を扱う撮影等においては、消防署への届出有無の規模に関係なく火災予防に努めること。
- 3) 依頼者は、撮影等を行うにあたり必ず安全な場所に防火対策を講じた喫煙所を設けること。また、歩きながらの喫煙やタバコの投げ捨てを厳に慎むこと。
- 4) 依頼者は、撮影等を行うにあたり更衣・控室等として借用した集会施設等について、火気取扱いを厳重に行うこと。特に暖房用として備え付け或いは持参する灯油ストーブを使用するときは必ず常時一人以上を施設内に配置し、防火体制を整えること。
また、ストーブの付近に衣装など可燃物を置いたり、揮発性のある固体又は液体を置かないこと。

4 誓約事項について

- 1) 依頼者は、責任の所在を明らかにし、不測の事態が起きた時に迅速かつ適切に対応すること。
- 2) 依頼者は、撮影等を行うにあたり諸法規を遵守し、必要な申請・届出等手続きを適切かつ遺漏なく行うこと。また、撮影支援依頼書及び誓約書に書かれている内容を誠実に履行すること。
- 3) 依頼者は、撮影等を行うにあたり撮影内容、撮影時間或いは撮影機材等から発生する音や振動、照明機器等によって周辺住民に迷惑を掛けると思われるときは、あらかじめ周辺住民に説明し、同意又は了解を得ること。なお、撮影等にあたり苦情等への対応は依頼者の責任において誠実に対応すること。
- 4) 撮影時に物品等を動かす前にデジカメで撮影し、撮影終了した時点で、現状復帰や清掃を徹底すること。
- 5) 依頼者は、撮影等にあたり故意・過失を問わず施設及び備品等をき損し、又は破損したときはその損害を依頼者において賠償すること。
- 6) 依頼者は撮影に当たって、事故がないように十分注意するとともに、万一事故が発生した場合は、依頼者の責任において警察署、消防署への連絡等迅速に対応するとともに、被った損害を補償すること。また、速やかにF Cに連絡をすること。
- 7) 撮影等の中止及び予定日時や内容等の変更が生じたときは、速やかにF Cに連絡をすること。
- 8) 万一、これらに違反、あるいはF Cが不相当と判断する行為が行われた場合は、撮影等を中止すること。

5 保険について

F Cは、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入している依頼者を支援の対象とします。このため、撮影等を行うにあたり事前に保険内容が明記されている証書等の写しを提出いただくことがあります。

6 免責について

- 1) F Cは、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負いません。
- 2) 依頼者は、撮影等に関して生ずる一切の費用を負担し、F Cは、撮影等に関する費用負担について責任を負いません。

7 要請事項について

撮影等を行うにあたり、依頼者に次の要請をしています。

- 1) F Cの記録として撮影等の様子を写真撮影させていただきます。ただし、出演者

が認識できる写真を市ホームページ等に掲載しないものとします。

- 2) 作品に「つくばみらいフィルムコミッション」のクレジットを入れること。また、公共施設を使用したときは、施設名称のクレジットも入れること。
- 3) 撮影終了後、完成した作品の関連資料（ポスター・映像等）の提供をお願いします。
- 4) 撮影等にあたり出演者及び制作関係者に配する食事(ロケ弁当)について、FCでは市への経済効果を目的に信用と実績ある次の食事処を推薦しています。

日本料理	ねぎしや	幕の内弁当	5 5 0 円～(価格応談)	電話 0297-52-2308
	丸松会館	幕の内弁当	6 0 0 円～(価格応談)	電話 0297-58-0077
	二葉	仕出し弁当	5 0 0 円～(価格応談)	電話 0297-52-2525